

12～13世紀における平安京北辺の風景とその変化

——西洞院川と小川との関係——

片平博文

I. 平安京北辺部の風景

平安京と聞けば、『延喜式』の「京程」¹⁾などから知られる整然とした条坊の構造を想像しがちであるが、実際の都市域（市街地）は、すでにかなり早い時期から「京域」の範囲を越えて、その北側や東側に広がる傾向を見せていた。これまで、平安京の変容や、右京の衰退状況を証拠づける史料としてたびたび引用されてきた慶滋保胤の『池亭記』²⁾であるが、その詳細をやや詳しく紐解けば、もう一つの趣旨は、京域の北部および東部に向けての耕地や居住域の拡大と、それに伴う平安京への災害リスクの増大について、先進的な警告を促すことであつたとも評価できる。例えば、

「あるいは東河の畔^{ほとり}にトして、若し大水に遇へば、魚鼈^{ぎょへつともがら}と伍たり、あるいは北野の中に住して、若し苦旱^{くかん}有れば、渴乏^{かつぱん}すといへども水なし。かの両京の中、空闲の地なきか。何ぞそれ人心の強きこと甚だしきや。」

「また夫れ河辺野外、ただ屋^{いへ}を比べ戸^{なら}を比べたるのみに非ず、兼ねてまた田と為し畠と為す。老圃^{らうぼ}は永く地を得て以て畝を開き、老農^{らうのう}は便ち河を堰^{まか}きて以て田に溉^{まか}す。比年水有り、流れ溢^{つみ}れて隄絶えぬ。」

「竊^{ひそ}かに格文を見るに、鴨河の西は、ただ崇親院^{すうしんりん}の田を耕^うすことのみを免^{ゆる}し、自余は皆悉く禁断す。水害有るを以てなり。しかのみならず、東河北野は四郊の二つなり。天子の時を迎へたまふ場^{には}、遊幸^{たつ}の地なり。人有りて縦^たひ居らむと欲^{ねが}ひ耕さむと欲ふとも、有司何ぞ禁せず制せざらんや。」

などの記述から、『池亭記』の書かれた天元五年（982）頃にはすでに、平安京の北側および東側に複数の住宅やその他の建築物が存在しており、宅地の開発は農地への引水の問題とともに、災害を引き起こす原因となっていたことが明らかである。

平安京域に隣接する形で、その外側に市街地の拡大が進んだと考えられる最も初期の場所は、東大宮大路末に沿った桃園付近であろう。これについては、原田³⁾や高橋⁴⁾、増田⁵⁾、袴田⁶⁾、加納⁷⁾らの研究がみられるものの、具体的な住宅の場所や市街地の規模等についてはまだまだ不明な点が残されている。しかし、10世紀の初期には、桃園付近における宅地化がすでに始まっていたことは間違いなさそうである。その事実が直接的な記録で確認されるのは、『扶桑略記』延長五年（927）二月二十五日の「彈正尹親王（克明）、為民部卿（藤原清貫）六十賀、於桃園宮設法会」においてである。またこの場所の宅地化が継続的であったことは、例えば藤原師輔の「桃園第」⁸⁾や、師輔の弟にあたる師氏の邸が置かれていたことから裏付けられる⁹⁾。そして同様の傾向は、その後10世紀の半ば頃から11世紀の初期にかけても継続していたことが確認される¹⁰⁾。

桃園付近の開発がある程度進行していった後に、平安京の左京北辺部では何本かの街路が条坊の道路割りを踏襲する形で北側に向かって縦横に整備され、それと同時に貴族邸や寺院、庶民の住宅

などが増えていった。その間の、平安中期から鎌倉時代にかけての北辺部における地域変容や道路網の整備状況については、すでにみた高橋¹¹⁾の研究によってほぼその大要が明らかにされている。

一方、これと同時期に、平安京の北辺で確実に存在していた景観がいくつかあげられる。それは、左近馬場と、平安京にその北側から流入していた何本かの小河川である。これらについては、北辺の風景を考える上で極めて重要な位置を占めていたにもかかわらず、これまでほとんど注目されることはなかった。小論では、すでに述べた先学の成果をもとにしながら、鎌倉時代の後半期にあたる12世紀後半～13世紀末にかけての平安京北辺部における風景と、環境の変化を分析することとしたい。

II. 左近馬場とその付近の風景

1. 左近馬場の成立

左近馬場とは、一条北・西洞院末付近にあった左近衛府の馬場のことで、後に五月の端午の節会時に、荒手結あらてつがひや真手結まてつがひなどの騎射が行われるようになる施設である。京外の馬場に関する記録は、大同二年(807)五月四日に、「是に先んじて、帝城の北野に、新馬埒を開き、以て馬射に備ふ」とあるのが古い事例とされるが(『類聚国史』巻73の「歳時四」、その土地条件が良くなかったらしく、翌五日には平城天皇が馬台に臨御されたものの、「大雨終日、埒地泥濘、四衛射おわんぬ。雨を冒して還宮す。後年に及び便無きに依りて本處に復す」とあって、馬埒はすぐに従来の馬埒殿(大内裏内の武徳殿)に戻されてしまった。しかし、これから約30年後の承和六年(839)二月十三日には、「便ち右近衛の馬埒ちゅうひつに駐蹕し、先驅の近衛等に命じて御馬の遅疾ていしを騁試す。日暮れて還宮す」(『続日本後紀』)とあることから、9世紀の前半には右近衛府の馬埒が設けられていたことは確実である。

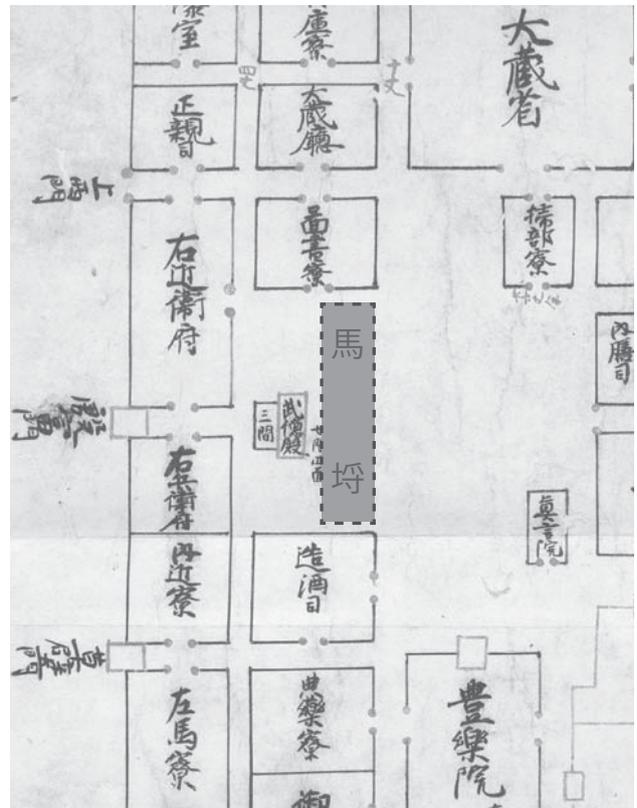
これに対して、「左近馬場」の記録については、延喜九年(909)九月十二日に、「左近馬場に於いて宮(東宮)の御馬を馳す」(『貞信公記抄』)とあるのが早い例である。すでに、承和年間に「右近衛の馬埒」が確認されることから、左近衛府の「馬埒」もそれと前後して設置されていたのではないかと考えられるが、正確なことはわからない。ただ、五月の端午の節会に伴う「騎射」という側面からみれば、その行事は少なくとも9世紀末の寛平年間から10世紀半ばの天暦年間にかけて、大内裏内の武徳殿にて執り行われる例が多かったようである¹²⁾。ただし、延長五年(927)の後、天慶七年(944)までの17年間については節会自体が行われず¹³⁾、その直後も行われなかったことがたびたび確認される。とくに、天暦九年(955)に行われた後は、天徳～安和年間にかけて再び途切れることが多くなっていた¹⁴⁾。いずれにしても、この頃まではまだ、左近馬場と右近馬場とに分かれて行事を行う慣例が、定着していなかったことだけは確かであろう。左右の近衛府に分かれ、かつ五月の節会に関連する行事として荒手結や真手結などの騎射が継続的に執り行われるようになるのは、天元五年(982)をあまり遠く遡らない頃からであったと考えられる¹⁵⁾。

左近・右近の両馬場であるが、その当初は東西に長い形態をとっていた。その事実を伝えているのは、『本朝世紀』と『小右記』である。まず『本朝世紀』の寛和二年(986)三月七日には、「又、左近馬場の東西を停やめ、南北行に改めらる」とあり、続く十日には「此の日、左近馬場を南北に改め、并せて五月節の宣旨有るべきを下さる」とあって、同馬場をそれまでの東西方向に長い形態から、南北方向に長いものへと変更する旨の宣旨が下されたことがわかる。さらに『小右記』の翌寛

和三年（永延元年）（987）四月一日の「左近馬場如元被直移事」と書かれた頭書の後には、「左近馬場、今日元の如く、本馬場を直に移さる。馬場殿初めて造り立つと云々。宣旨に依りて直立すと云々」とあることから、左近馬場が前年の宣旨にもとづいてこの日、南北行に改められたことが明らかである¹⁶⁾。さらにこの時、初めて馬場殿が設けられた。馬埵の方向が、平安京と長辺で接する東西方向から南北に改められたのは、先の『本朝世紀』が語るように、五月の節会が年中行事として定着していく過程と深い関連があったものと考えられる。『枕草子』の作者である清少納言が、長徳四年（998）の五月五日、「賀茂の奥」に赴く途中で見た左近馬場のようすは、この年中行事が定着してまだ間もない頃の風景であったといえよう¹⁷⁾。

では、左近馬場の規模はどの程度のものであったのだろうか。これについては、すでにみたように、五月の節会に関する行事が当初、大内裏内の武徳殿で行われていたことが手がかりとなる。第1図は、陽明文庫本の「宮城図」のうち、大内裏内の武徳殿付近の部分を示したものである。武徳殿は東を正面とする建物で、馬場はその前方（すなわち東側）に位置していたことが「九条家本大内裏図」・「神泉苑所伝都城及宮城大内図」¹⁸⁾ や、『貞観儀式』などによって確認される¹⁹⁾。したがって、馬埵は北の図書寮と南の造酒司との間に挟まれる形で南北方向に長く伸びていた。今、上記の大内裏図をもとに、図書寮－造酒司間の距離を推計すれば、その間に条坊の町割2つ分の40丈×2の80丈と、東西大路1本分（10丈）＋東西小路1または2本分（4丈または8丈）のスペースとなることから、合計94～98丈という数値を導くことができる（1丈は約3m）。しかし実際は、南北に位置する図書寮・造酒司の建物との間にはある程度の空間が設けられていたはずであり、その分を差し引くと、馬場の最大延長は90丈前後の長さを持っていたとみてよい。また馬場の幅についてであるが、裏松固禪の『大内裏図考證』の解釈²⁰⁾によれば、後殿の部分を含めた武徳殿の奥行きは15丈弱となることから、そのスペースを差し引けば最大25～26丈程度となって、実質的な馬場の幅はそれよりもやや小さい規模であったと考えられる。

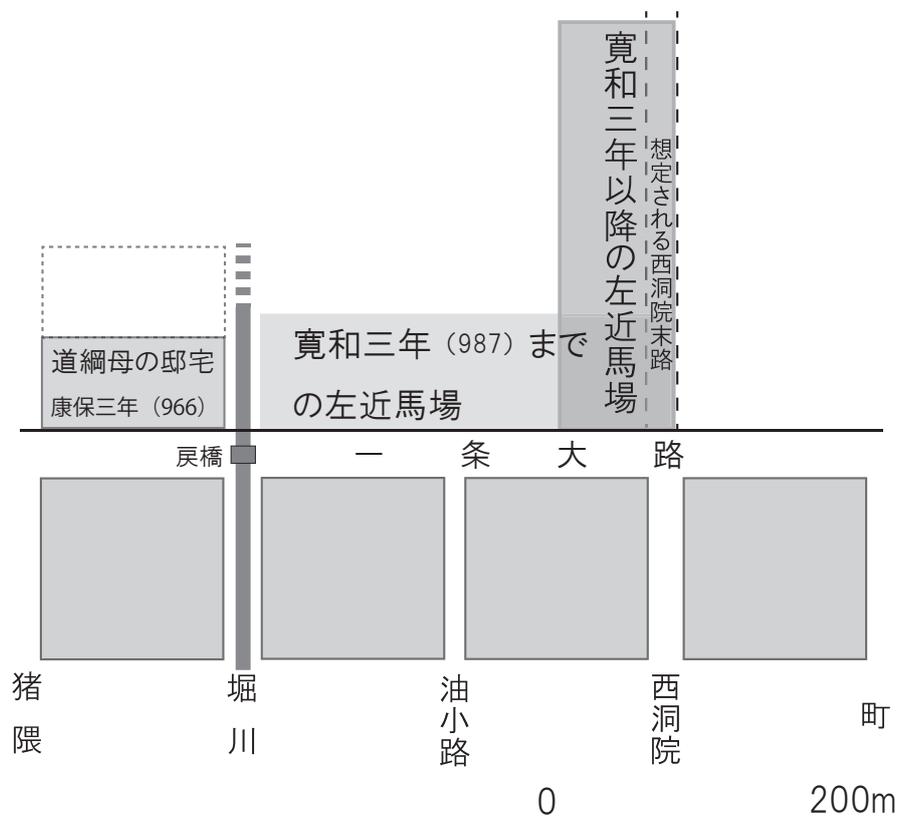
一方、平安京の北辺に沿って整備された東西に長い寛和三年までの左近馬場は、南北に長い馬場の場所を推定した『河海抄』などの注釈や、康保三年（966）頃に『蜻蛉日記』の作者が住んでいた「左近馬場をかたきしにした」屋敷の位置比定に関する足立の研究²¹⁾ などから、西洞院大路末と堀川小路末との間に想定するのが正しい。この間には、条坊の町割が2つ分と小路1本分が入り、さらに西洞院大路1本分と堀川小路の東側道路約2丈分²²⁾の距離をすべて合計すると、最大94丈という数値が得られる。この馬場についても、その東西にそれぞれ若干



第1図：大内裏における武徳殿周辺の建物配置（『宮城図 陽明叢書記録文書編 別輯』の「宮城図」による。）

馬埵は武徳殿を正面とし、図中の破線で示した長方形のあたりに設置されていたと推定される。

のスペースや、西洞院末の道路（8丈という広い幅ではなかったにしても）などが設けられていたはずである。これらの分を差し引けば、やはり最大90丈程度の長さの馬場を想定するのが現実的となってくる。また寛和三年以降続くことになる南北に長い馬場についても、先にみた『小右記』に「左近馬場、今日元の如く、本馬場を直に移さる」とあることから、東西方向の馬場の長さや幅を変更せずにそのまま縦長のものに変更したのであろう。その状況を図示すれば、第2図のようになる。『小右記』治安元年十二月二十三日（1022）によると、この日、左近馬場付近で火災があった。これについて記主の実資は、「亦、堀河已東、一条以南、[洞]院西大路東西の人家、亦左近馬場殿等焼亡す、去夜の火是なり。一条の棧敷屋、火中に在りと雖も焼けず。万人奇と為すと云々」と描写しており、京内の西洞院大路の東西には人家が多くあったことがわかる。それに対して、一条大路を越えた北辺部では、馬場殿や焼け残った棧敷だけがまだまだ目立つ建物であった。



第2図：10世紀末における左近馬場とその変化

2. 左近馬場の終焉

では、左近馬場とその空間はいつ頃まで機能し、また意味を持っていたのだろうか。「左近馬場」そのものが直接登場するのは、管見の限りでは『殿暦』康和五年（1103）五月五日、左近衛府による真手結を「密々に左近馬場に向ひて見物」したというのが、その最も遅い例の一つであろう。しかし、例えば『山槐記』治承三年（1179）五月三日には、「今日左近騎射荒手結なり。少将兼宗一人着行□馬場に向かふ。……晩頭に事了んぬ。予、密々に馬出埒の北方に車を立てて見物す」とあることから、この日、記主の中山忠親が荒手結を見物した場所は、左近馬場の北端付近であったことは疑いない。

そのほか、五月上旬の節会時に、左近衛府によって「騎射」や「手結」（荒手結・真手結）が催行されたとする記事は、その後も長期間にわたって継続的に確認される。例えば、『猪隈関白記』建久九年（1198）五月三日の、「此の日、左近府騎射荒手結なり。辰時許り射手等参集し、物具を給ふ。……午時許り密々に馬場の見物に向かふ」、同五日の「此の日、左近府騎射真手結なり。仍って午時許り見物を為すに馬場に向かふ」や、正治元年（1199）五月三日の「此の日、左近府騎射荒手結なり。余、厩馬五疋を馬場に送る」、同六日「此の日、左近府騎射真手結なり。昨日、雨に依って延引す。三日の如く馬を送る」などがそれで、また正治二年（1200）の五月三日と五日にも、同様の記事が認められる。『猪隈関白記』の記主である近衛家実は、この時、左近衛大将を兼任していた。

一方、『玉蘂』の中にも、承元五年（1211）五月三日の「今日、左近騎射荒手結の事」、同五日の「此の日、左近騎射真手番なり」や、承久二年（1220）五月三日の「今日、左近衛府荒手結なり。左大将（家通）初度、仍って見物さる。舎弟中将の車、下簾を懸けず。家司職事、車を連ね、馬場北の乙殿屋の西に立てらる」、同五日の「左近騎射真手結なり。……大将の見物、一昨日の如し。禪閣また見物すと云々」など、同様の記載が確認される。

これらの記事に出てくる「馬場」とは、いずれも左近馬場を指しているものとみて間違いはないだろう。そのことを示唆する記事が、『民経記』にみられる。すなわち、貞永元年（1232）三月二十五日に行われた春宮帯刀歩射試の行事を示した記事の中で、「歩射は正亮、之を行ひ（左近府に於いて之を行ふ）、騎射は権亮、之を行ふ（右近馬場に於いて之を行ふと云々）」とあり、歩射は広いスペースを必要としないことから、左近衛府の敷地内で執り行ったのに対して、騎射の方は馬場（ここでは右近馬場）に赴いて行うのが常であった。このことより、「騎射」とは、左近・右近それぞれの馬場にて執り行われる行事であったものと考えられる²³⁾。

改めて、五月上旬の節会の行事として騎射、すなわち荒手結または真手結が行われた事例を探ると、『勘仲記』弘安七年（1284）五月三日の「今日、左近荒手結……物具を馬場に渡す」とあるのが遅い例といえる。また、同じ『勘仲記』の弘安九年（1286）五月五日には「次に左近騎射に参着す」、さらに翌弘安十年（1287）五月五日にも左近の騎射に関する記述が認められる。一方、同記の弘安十一年（1288）四月二十八日条には、「左近騎射、奉行すべきの由、大将殿より仰せ下さるの間、領状を申し了んぬ」とあって、記主の兼仲が五月五日に行われる左近騎射の奉行役を承諾したことが書かれている。しかし、これまで連続的に確認されてきた「左近騎射」や左近の「荒手結」「真手結」等に関する記事は、その後、一切認められなくなってしまう。次にこれに関する記録が登場するのは、文和元年（1352）五月三日のことである。すなわち、『園太暦』同日条には、「五月三日、荒手結等、沙汰無きの事」とあって、この行事がもはや廃れてしまったことを示唆している。以上から、左近馬場の空間や、そこで執り行われる行事は、弘安十年～同十一年頃を境として、大きな変化があったものと考えられる。

Ⅲ. 北辺部にあった貴族邸とその周辺部の風景

1. 一条室町殿と今出川殿

平安末～鎌倉期の12世紀後半から13世紀にかけて、平安京北辺部の左近馬場周辺には、有力貴族によって建てられたいくつもの邸宅が立地していた。それぞれの具体的な場所や規模等について

は、すでに川上による詳細な研究²⁴⁾があるので、ここではそれをもとにしながらこの付近の風景を概観したい。

左近馬場東側の一条大路に沿った空間は、少なくとも12世紀末から一条家の所有する土地であった。その敷地は、後に西殿（一条北・町末西）と東殿（一条北・室町末西）とに分かれて長く続くことになるが、両者ともその経緯をかなり詳しくたどることができる。

そのうち西殿は、東殿の部分も含めて一条能保が所有していたが、西園寺公経が能保の娘婿として迎えられ居住を始めてから、天福元年（1233）まで継続した邸宅である。公経がこの西殿に入ったのは、建久年間のはじめ頃ではなかったかと推定されている。したがって、1190年代前半のことになる。しかし、西殿はその後三度にわたって火災に見舞われてしまう。『明月記』天福元年二月十日には、「一寝の後、西方に火有り。雑人等云く「大殿御所なり」と云々（一条西殿）。之を棄て置くも、腰折れて寸歩能わず。絶思して門を出る。他所に移らずして滅了すと云々。此の間、暁鐘を聞く。火滅して月入る。雑人説くに、「東殿に渡らしむ」と云々。彼の地、已に三度焼亡。不吉な事また甚だしく多し。當初の板屋小屋、相国居住の時焼了す」とあって、三度目の火災発生時のようすについて書かれている。この時、一条・東京極大路のすぐ北に邸を構えていた定家は、自邸の西方に発生した火災が一条西殿と知り、慌てふためいたのである。

しかしこの記事を振り返ると、公経が住み始めた頃の最初の西殿はまだ、「板屋小屋」と呼ぶにふさわしい、むしろ粗末なものであった。ちなみに、西殿の一度目の火災は承元三年（1209）に発生したものであると考えられる²⁵⁾。『猪隈関白記』同年四月九日には、「午時許り北方に火事有り。一條の北邊、町の東より油小路の東に至り焼亡す。南北一町餘と云々。行願寺焼亡と云々。本尊を取り出し奉ると云々」とあって、焼失区域は一条大路北側の東は町小路から、西の油小路に至るかなり大規模なものであった。西殿は町小路末の西側に位置していたことから、その被害を免れることはできなかつたに違いない。『百練抄』によれば、この火災で、行願寺の北側にあったと考えられる誓願寺もまた焼亡したことがわかる。

二度目の火災は、『百練抄』承久三年（1221）十月一日に、「炎上有り。殿下御所（土御門西洞院）、右大将（公経）亭（一條町）。同時に両所、放火と云々」とあるのがそれであろう。そして、わずか12年後の天福元年二月になって三度目の火災に見舞われることとなる。こうして、建久年間から40年あまりの間に三度も火災や、この邸で公経の娘や妻が病気にかかって亡くなるという不吉なこともあって、西殿の地はその後、再造作されることはなかった。しかしその土地は、天福以降も保有され、室町時代の末まで一条家の敷地として維持されることになる²⁶⁾。三度目の火災の後、宝治元年十二月二十二日（1248）には、「此の間、武者小路西洞院に炎上有り。一条殿の北隣」（『経俊卿記』）とあって、西殿跡敷地のすぐ北側で火災が発生しているが、この頃には武者小路の北側にも住宅が広がっていたことを示している。

これに対して東殿は、公経が西殿に住む以前から、その義理の父である一条能保が所有する邸であった。能保の父である一条通重は、能保がまだ3歳の時に亡くなったことから、能保は祖母に育てられたという。祖母は、待賢門院の娘である上西門院（統子内親王、1126-89年）の乳母だった一条で、能保は彼女からこの地を与えられた可能性が高い。そうだとすれば、東殿の場所には、すでに12世紀後半には何らかの邸宅があったものとみて間違いなからう。ちょうどその頃、仁平元年（1151）七月十二日に、この付近で「未剋、一條の北、東洞院以西、鞆負以東、地を拂ひ焼亡す。東の風猛烈、火炎飛ぶが如し。堂舎四十余所焼亡す。其の中行願寺、此の災に遭うと云々」（『本朝世紀』）と

いような大火が発生している。この頃には、東洞院大路末～猪隈小路（すなわち鞆負）末の間に「堂舎」が40以上も建っていたということであるが、この数はかなりの密度であったといえる。この中に乳母一条の邸宅が含まれていたかどうかは明らかではないが、後の東殿や西殿の場所がこの時、火に包まれたことは間違いない。

能保が公経を娘婿として迎え入れたのと前後して、建久二年（1191）の六月、九条家から兼実の子である良経も娘婿として迎え入れ²⁷⁾、その邸宅は「一條室町亭」と呼ばれていたことがわかる。この東殿はそれ以降、「一條室町殿」「室町殿」、また今出川殿が造作された後は「一條西殿」などの名で古記録の中に頻繁に登場する。12世紀の後半以来、この敷地に邸宅が継続的に存続していたことは確実で、すでにみた一条兼良の『桃花葉葉』（文明十二年（1480）成立）にも、「一條室町敷地、花町第、応仁の乱にて之焼失す」とある。

一方、室町小路を挟み、東殿のさらに東隣に設けられたのが、西園寺家の今出川殿である。今出川殿の初見は、『明月記』の嘉禄二年（1226）十二月十六日に「今出川の新所に向かひ、謁し申す」とあるのが最初で、その2日前の十二月十四日に新造移徙が行われた。以降、今出川殿は、寛元元年（1243）に後嵯峨天皇の中宮であった大宮院の御産御所に使用されたのをきっかけとして、その後乾元二年（1303）に至るまで、天皇家の里御所や御産御所としてもたびたび利用され、少なくとも鎌倉末期まで存続していたことが確実である。

また、今出川殿の北側1町を隔てた北小路北・室町東の地には、菊第があった。この邸宅は、『続史愚抄』文永二年（1265）十月十七日に、「一院、新院御所に幸す（富小路殿）。次に東二条院御所に入御す、次に菊第に渡御す（入道前太政大臣実氏第）」とあるのが初見とされる。実氏とは、公経の子である西園寺実氏のことである。しかしこの邸宅は、永和三年（1377）二月十八日の午後、北小路室町付近で発生した火災によって焼失し、その後再建されることはなかった。この時の火災は南風にあおられ、付近の御所や貴族邸を灰燼に帰し、北は御霊社にまで及んだという（『続史愚抄』）。

さらに堀川小路西側の北辺部には、『猪隈閑白記』の記主である近衛家実の父にあたる基通によって新造された猪隈殿があった。それは、「堀川殿」「武者小路猪隈亭」「堀川小御堂」などとも呼ばれ、少なくとも承元五年（1211）から建治二年（1276）のあとまで存在していたことが確実²⁸⁾である。おそらく、後に述べる『勘仲記』弘安十一（正応元）年（1288）四月二十六日の火災時に出てくる「猪隈殿御所」もこの邸宅であろう。

2. 行願寺（革堂）と誓願寺

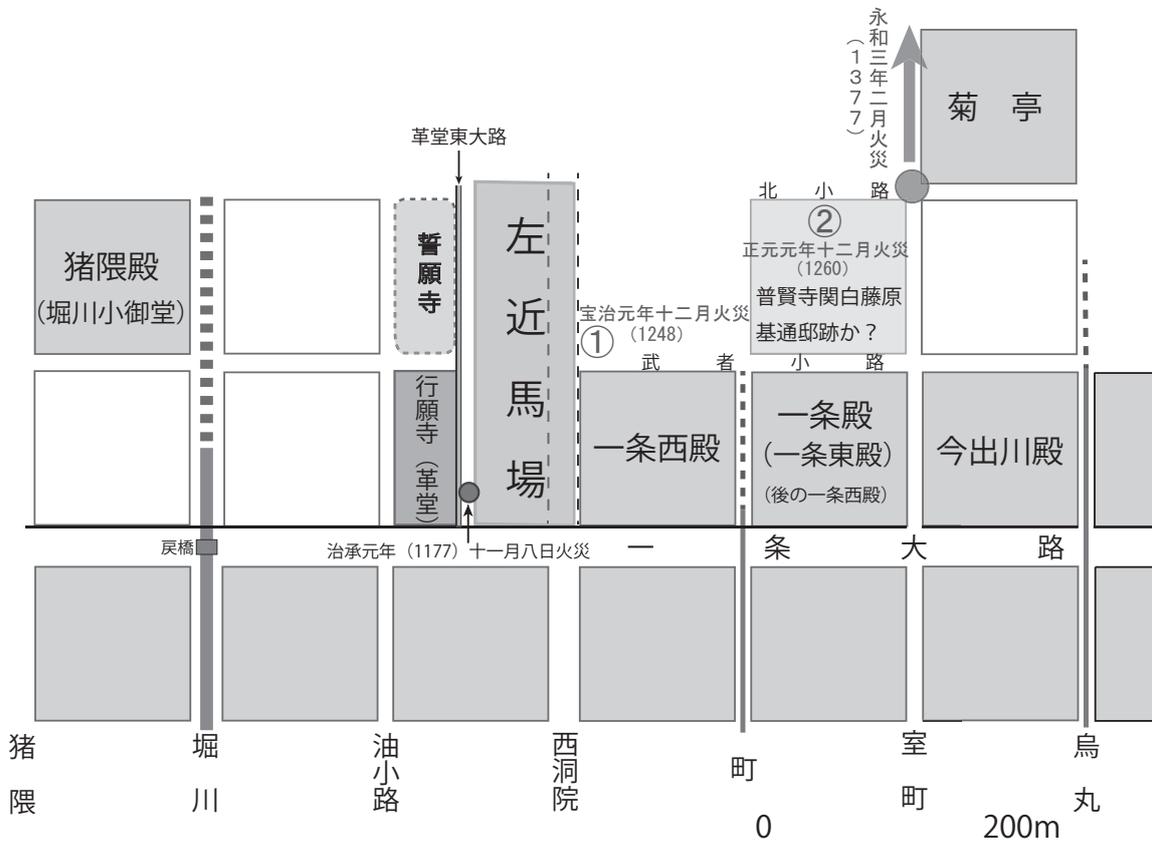
平安時代の中期以来、左近馬場の西側には行願寺があった。行願寺の存在が初めて確認されるのは、『日本紀略』寛弘元年（1004）十二月十一日の「今日、一條北邊堂供養、皮聖（行圓）之を建立す」においてである。しかし、それより前の『日本紀略』永祚元年（989）八月十三日の台風襲来時に、平安京とその周辺は大きな被害を受けているが、その中に「又鴨川堤、所々流損す。賀茂上下社御殿、并ならびに雑舎、石清水御殿の東西廊てんとう顛倒す。又祇園天神堂同じく以て顛倒す。一條北邊堂舎、東西の山寺、皆以て顛倒す」とあって、この「一條北邊堂舎」の一つを行願寺とする考え方もある。いずれにしても永祚元年の記述は、平安京のすぐ外側で、最も早くから開発されたことが明らかな東大宮大路から左近馬場付近にかけての平安京北辺部に、堂舎が存在していた事実を伝えるものと考えてよい。それら堂舎の立地は、すでにみたように、寛和三年（987）四月に左近馬場が東西方向から、南北に長い形態に改められたことと深い関係があろう。南北方向に長くなった左近馬場の西

側には、平安京の一条大路に沿って、古い馬場の跡地に新しい土地利用が展開していったのである。そのような変化の中で、寛弘元年（1004）から同八年（1011）頃にかけて『権記』や『御堂関白記』の中にたびたび登場する好明寺も、おそらく行願寺の近辺に立地していたものと考えられる²⁹⁾。

行願寺はその後、何度も火災の被害に見舞われながら、豊臣秀吉の都市政策によって京極近衛（寺町荒神口）付近に移されるまで、長くこの地にあった。

一方、行願寺の近くに位置していたと考えられる誓願寺は、『百練抄』承元三年（1209）四月九日に、「今日、炎上有り。行願寺、誓願寺焼亡」と出てくるのが最初である。しかし、江戸時代に書かれた『山州名跡志』³⁰⁾によれば、この寺院の草創は天智朝にまで遡り、その頃には大和国にあったとされる。その後、乙訓郡の西の丘に移り、さらにその後に行願寺付近の「元誓願寺通り小河の西」に移ってきたという。『百練抄』の記述から、この地に移ってきたのが、承元三年以前であることは確かである。しかし、それがいつ頃であったのかについてはわからない。すでにみた仁平元年（1151）七月十二日の火災では、行願寺とともに「堂舎四十余所焼亡」と書かれているので、あるいはこの時、誓願寺も被災していた可能性は否めない。また誓願寺の場所であるが、これも先にみた承元三年四月九日の火災について、『猪隈関白記』同日条は「一條の北邊、町の東より油小路の東に至り焼亡す。南北一町餘と云々。行願寺焼亡と云々」と記しており、火災の南北幅が1町余りであったことから、この火災で焼けた誓願寺も、行願寺のすぐ北側にほとんど接するように立地していたものと考えられることができる。

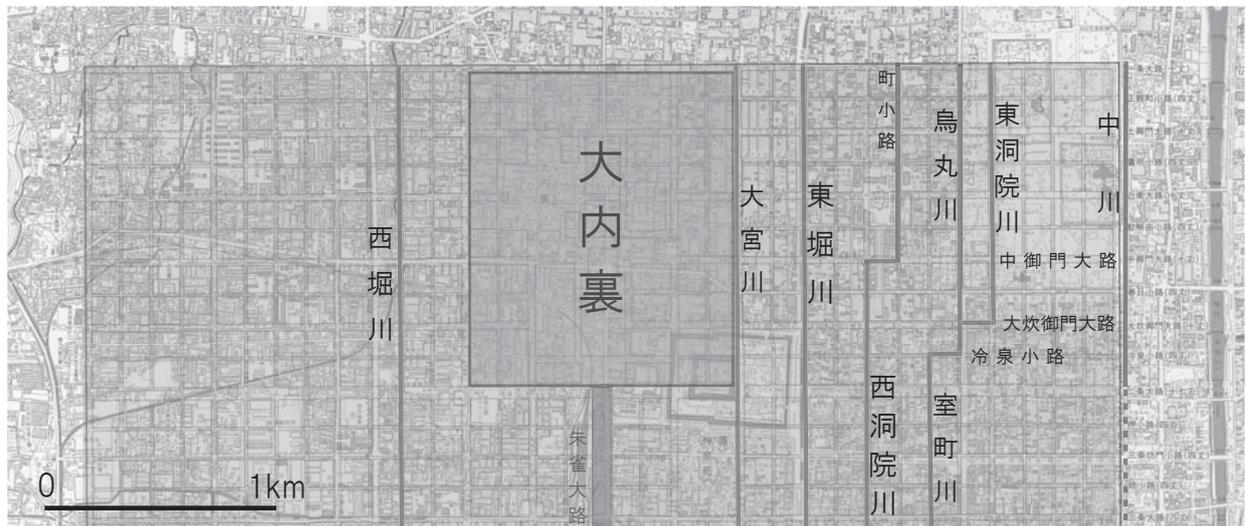
第3図は、以上の平安京北辺部における12世紀後半～13世紀頃にかけての風景をまとめて示したものである。とくに左近馬場付近の平安京北辺部には、有力貴族の邸宅や、多くの人々の信仰を集めた寺院などが集中する地区であったことが判明する。



第3図：12世紀後半～13世紀頃の平安京北辺部

Ⅳ. 平安京北辺部に流入していた小河川

九条家本『延喜式』の「左京図」によれば、平安京の左京北辺部には、その北側から流入する何本かの小河川が描かれている。それらは、古記録や文学作品の記述から、西側より大宮川・東堀川・西洞院川・室町川・烏丸川・東洞院川などと呼ばれていた。何本かの川は、京内に入ってから西方向に1町分屈曲し、流下していることがわかる。例えば、西洞院川は町小路から流入したあと中御門大路で西に曲がり、西洞院大路を南流するものである。また室町川は、まず東洞院川が大炊御門大路で南流してきた烏丸川と合流し、その後、冷泉小路室町の交差点で室町川となって南流するものである。そのほか、「左京図」には描かれていないが、『蜻蛉日記』や『源氏物語』などの文学作品にもしばしば登場する中川が、東京極大路に沿って平安京城のすぐ外側を少なくとも二条大路の付近まで南に流れていた。第4図は、条坊の町に規制される形で、たびたび流路を直角に曲げながらこれらの小河川が南に流れていたようすを示したものである。



第4図：平安京の左京域に流入する小河川

(ベースマップは、『平安京提要』付図の「平安京復元図」(1万分の1)を使用した。)

建都以来、平安京の左京域は頻繁に洪水に見舞われることになるが、その被害をもたらした主要な河川はもちろん賀茂川(鴨川)であった。平安京では、その前期を中心として「京中」一帯に及ぶような大規模な洪水がしばしば生じていたが、平安時代の末から鎌倉時代にかけて現流路の両岸はゆるやかな段丘化が進み、それまでのような広い範囲に及ぶ洪水はむしろ少なくなったとされる³¹⁾。しかしその一方で、小河川の氾濫が原因となって引き起こされる水害も、決して多くはないが、平安時代前期から南北朝期にかけて継続的に確認されている³²⁾。第1表は、左京域に北から流入する小河川によって引き起こされたと考えられる洪水の記録をまとめたものである。年代幅からみて、全体の記録数は決して多くはないが、その中では東堀川や西洞院川などが比較的多く溢れていたことがわかる。

これまでみてきたように、平安京北辺部の左近馬場付近には、やがて上級貴族の宏壮な邸宅や多くの寺院が立地し、またそれらのほとりに東堀川や西洞院川、そして烏丸川などが流れるといっ

第1表：左京域を流れる小河川による洪水の記録

番号	和暦年月日	西暦年月日	小河川の洪水に関する具体的な記事	溢れた河川	史料
1	天安二年五月二十二日	858/07/10	東堀川水入冷然院、左衛門陣直廬浮流	東堀川・大宮川	文徳天皇実録
2	天延二年八月二十余日	974/09 中旬	此中川も大川もひとつにゆきあひぬべくみゆれば、いまや流るとさへみゆる	中川・(鴨川)	蜻蛉日記
3	長和二年四月十九日	1013/06/06	雨脚滂沱之時、中河汎溢、仮橋之事、可用意由、可給宣旨於山城国之事	中川	小右記
4	長和四年七月十五日	1015/09/06	今日、京中殊不雨、而紙屋河・堀河・東院大路河等、水大盈溢、人[]不渡云々、疑是河上大雨歟	東堀川・東洞院川	小右記
5	寛仁元年七月二日	1017/08/02	京極大路、富小路等如巨海	中川・(鴨川)	小右記
6	万寿元年六月二十三日	1024/08/06	堀川橋為洪水流損、車馬難渡事、	東堀川	小記目録
7	長元元年九月三日	1028/09/29	河水突壞長垣入寺中、亦入自東門・北門、亦中河水入自西門、水已入自四方不可防留	中川・(鴨川)	小右記
8	永承元年五月二十七日	1046/07/09	洪水、堀河洞院不通、古今無雙	東堀川・西洞院川	扶桑略記
9	永久元年八月二十日	1113/10/08	京中水無術云々、堀河西洞院水増云々、今日風雨尤甚	東堀川・西洞院川	殿曆
10	長承三年五月十七日	1134/06/18	京中堀川西洞院河大出、有流死者云々、近代、如此洪水未曾有云々、鴨川・桂河氾々	東堀川・西洞院川	中右記
11	康元元年五月十日	1256/06/11	今夜為御方違、有行幸御直廬、帰路洪水有其恐之間、早出了	(東堀川・西洞院川・烏丸川)	経俊卿記
12	弘安七年閏四月十七日	1284/06/09	洪水溢洛中、烏丸川西洞院川等不及通人馬云々、一条前殿今出川等、為水底云々	西洞院川・烏丸川	勘仲記
13	正応元年八月六日	1288/09/10	近衛室町河洪水之間、車不及通	西洞院川・烏丸川	勘仲記
14	正和元年五月二十三日	1312/07/06	又今出川第門流、人民多溺死、或親王(十七歳)往見洪水間、水溢乍車流、雖引上殆絶気	烏丸川	続史愚抄
15	貞和五年六月十一日	1349/07/05	及午刻大炊御門堀川西洞院等洪水、無左右人不渡云々、況於車哉、仍大宮北行、至一條帰宅、所々洪水言語道断云々	東堀川・(西洞院川)	松垂記

*番号13に関して：弘安十一年(1288)は四月二十八日に改元され、正応元年となった。

た、普段はむしろ広々として風光にも恵まれた場所であったとみなされる。さらに、またそこは平安京から京都へと移り変わる都市の発達に伴って、市街地が北側に向けて拡大する都市化の最前線でもあった。

その風景から間もなくの14世紀初頭、兼好は、鬼になった女を伊勢国から連れてきて都で見物物にしているという噂が立った出来事について、当時の風景を折り込みながら『徒然草』に書いている。それは、おそらく応長元年(1311)四月下旬頃のことを描いたものと考えられる。すなわち、その第50段には、

日ごとに、京白河の人、「鬼見に」とて、出でまどふ。

「昨日は西園寺にまいたりし」「今日は院へまいるべし」「只今はそこそこに」など言へど、「まさしく見たり」と言ふ人もなく、「そらごとなり」と言ふ人もなし。上下、たゞ鬼の事のみ言ひやまず。

その頃、東山より安居院^{あぐる}辺へまかり侍しに、四条より上さまの人、みな北をさして走る。「一条室町に鬼あり」との、しりあへり。今出河辺より見やれば、院の御棧敷のあたり、さらに通りうべくもあらず、立ち込みたり。「はやく、跡なきことにはあらざめり」とて、人をやりて見るに、大方逢へる物なし。暮るゝまで立ち騒ぎて、はては鬨^{とうじやう}起りて、あさましきことど

もありけり。

その比、をしなべて、二三日人の煩^{わづら}ふことの侍しをぞ、かの鬼のそら事^{この}は此しるしを示すなりけりと言ふ人も侍し³³⁾。

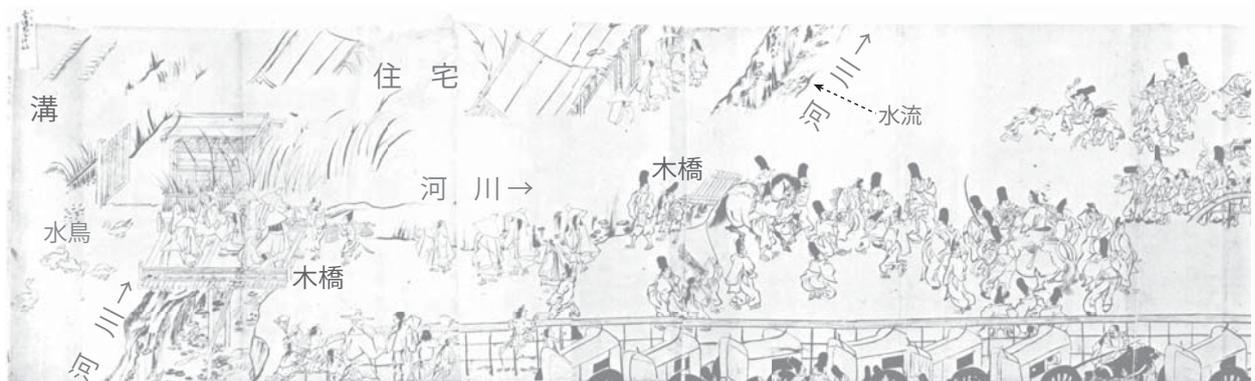
とあって、兼好が、東山から一条大宮北にあった安居院に向かっていた時の風景を描いたものと思われる。そこには、当時権勢を誇っていた一条家・西園寺家などの宏壮な邸宅付近の街路や、賀茂祭を見物するために設置されていた院の棧敷、西園寺家別邸の北山殿、持明院(院)、今出川(烏丸川上流部)などが描かれている。この日、『徒然草』の作者兼好が平安京の北辺で見たのは、まさに第3図のような風景であった。

V. 河川の付け替えと「小川」の誕生

1. 西洞院川上流の風景

その原本が平安末期の12世紀後半に作成されたとされる『年中行事絵巻』の巻8には、左近馬場で毎年五月のはじめに行われた騎射のようすが描かれている³⁴⁾。年中行事の確立とともに、左近馬場では毎年五月三日に騎射の予行演習として位置づけられていた荒手結が、また同五日には本番の騎射を行う真手結がそれぞれ行われていた。それに対して、右近馬場では、五月四日と同六日に荒手結と真手結が行われるのが常であった。

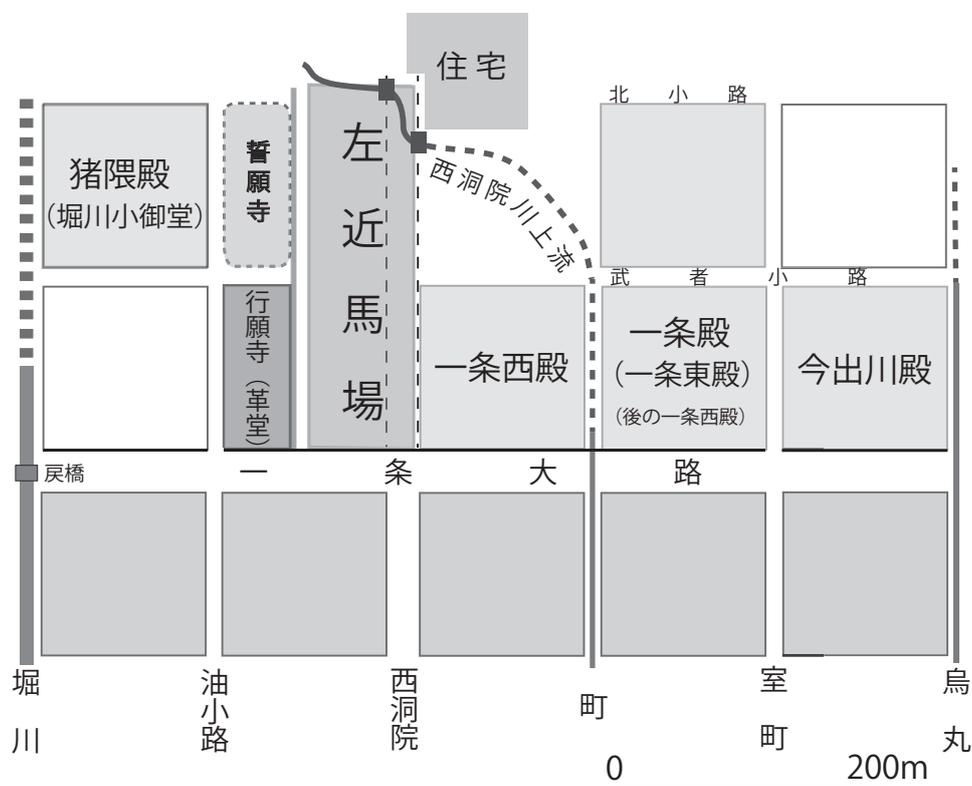
絵巻には、一条西洞院付近の馬場本から北に延びる埒と、その東側に大殿屋、それらの周囲には行事を執り行う人々や馬、そして見物の車などが描かれている。しかし、この場所の風景としてさらに興味深いのは、北の馬場末付近に描かれた1本の河川とそこに架けられた2つの木橋、および背後に見える何棟かの住宅(小屋)である。第5図は、馬場末付近の場面を抜粋したものであるが、小規模な河川が馬場末の西側から現れ、直角に近い屈曲を2度にわたって繰り返しながら、場面の東側へと出て行くようすが捉えられている。南に行くほどわずかに低くなっていくこの付近の地形から判断して、河川は西から東に移動しながらも、次第に南へと流下していることが明らかである。このことを裏付ける絵巻からの直接的な証拠として、わずか1個所だけではあるが、河川の東端付近に、水面の水草を分けて東側に進む水流が確認される。また、馬場末付近まで延びる埒の東側には、それと並行して木橋が架けられており、まさに今、市女笠を深くかぶった女たちが北に向けて



第5図：左近馬場の馬場末付近のようす
(『年中行事絵巻 日本の絵巻8』、巻8「騎射」による。)

渡っていくところであり、その近くには水鳥も数羽遊んでいる。おそらくこの橋は、西洞院大路末の道路の延長線上に設置されていたものであろう。その南東側に描かれたもう1つの木橋は、西洞院大路末を経て、河川の北東側に広がる住宅へとつながっている。さらに、絵巻の北東隅には、ほんの一部ではあるが、埴の延びる南北方向に対して直角に、溝らしきものが描かれており、馬場や住宅の北側にも東西に連絡する道路が存在していたことを示唆している。

これら風景の位置関係について、実空間を反映しながら正確に復原したのが**第6図**である。まず河川に注目すると、馬場末のすぐ北側に西方向から入ってきた流れは、西洞院大路末に架けられた橋の下を通過した直後、馬場の北東隅でその方向を南に転じ、少し下った後に再び東側に流れを変えて、町小路末の方向に向かいながら場面の東側に消えている。河川の流れはどこかで急に途絶えることは考えられないので、これを九条家本『延喜式』の「左京図」に描かれた河川（**第4図**）と対比すれば、『年中行事絵巻』に出てくるこの河川は、町小路から平安京に流入する西洞院川の上流に相当することが容易に確認される。



第6図：左近馬場と西洞院川の上流

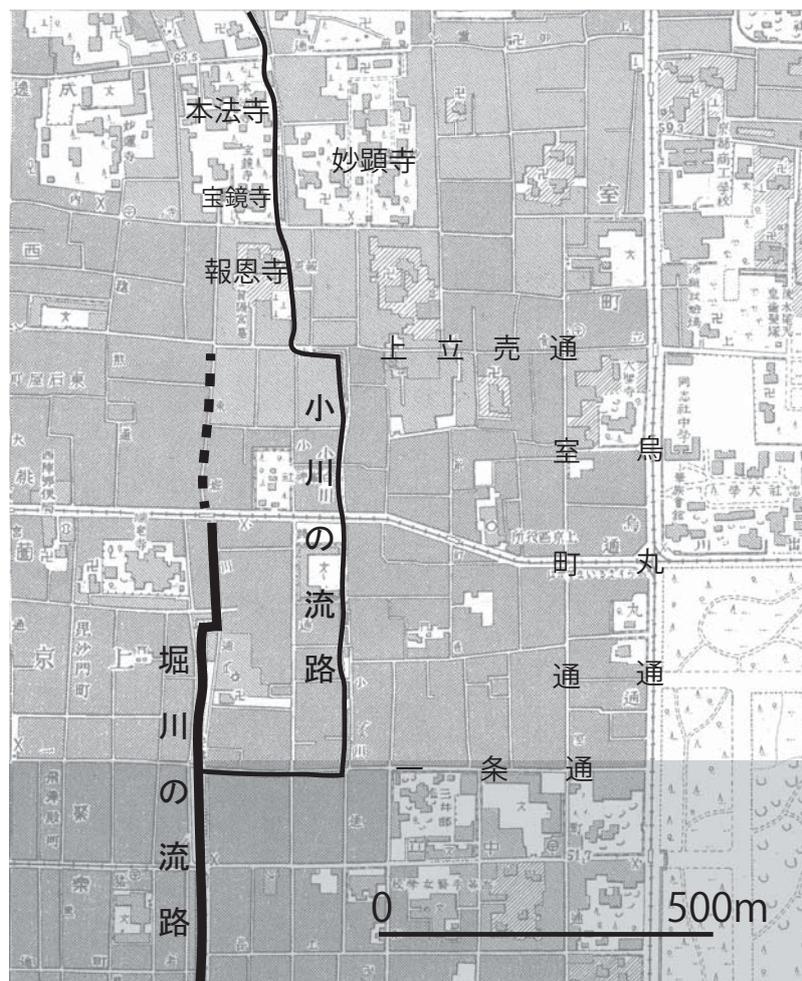
また、この付近の状況であるが、馬場の北部を通り抜けた後の西洞院川の上流周辺には、少なくとも13世紀の半ばまでには、住宅が存在していた。例えば、すでにみた『経後卿記』宝治元年十二月二十二日（1248年1月26日）には、「武者小路西洞院炎上す、一条殿の北隣」とあって、一条西殿の北西側にあたる武者小路西洞院末の交差点付近から火が出て、一条殿の北隣にあたる武者小路の北側が燃えている（**第3図**中の①）。さらに、『民経記』正元元年十二月五日（1260年1月25日）には、「朝の間、一條以北、北小路武者小路普賢寺入道殿（藤原基通）御所の旧跡の小屋焼亡す。餘焰北に靡き、持明院殿（室町院暉子内親王御所）の近々、及ぶを知らずの間、参らず」とあって、おそらく

宝治元年に起きた火災の東隣の町には、かつて普賢寺入道と呼ばれた藤原（近衛）基通（1160-1233）の邸宅があり、その跡地に建てられた住宅や、その北側の区域が焼亡した事実を伝えている（第3図中の②）。

すでに第1表でも示したように、西洞院川は、東堀川とともにしばしば溢れてその流域に被害をもたらすような、平常時と非常時とで水量が激変する、いわゆる「暴れ川」の素質を持った河川でもあった。例えば、同表中の番号8・9・10・12・13などの記述からは、その苛酷な実態が把握され、またそのような状況が長い期間にわたって継続していたことが知られる。すなわち、番号8の「古今無雙」、同9の「京中水無術」、同10の「有流死者」「如此洪水未曾有」、同12の「一条前殿今出川等、為水底」、そして同13の「車不及通」など、11・12世紀の状況は、13世紀末の鎌倉時代後期になっても大きく変化することはなかったのである。

2. 「小川」の存在

一方、この付近には14世紀以降、「小川」と呼ばれてきた河川があった。この河川は、最近まで地表部を流れていたこともあって、現在でもかつての景観の名残をとどめており、旧版地形図等を用いて容易にその正確な流路をたどることが可能である。第7図は、昭和13年（1938）測量の1万分の1地形図をもとに、その流路をたどったものである。小川は、大徳寺の東部を流れたあと、本



第7図：昭和における小川の流路

（ベースマップは、昭和13年（1938）測量の地形図（1万分の1）を使用した。）

法寺・宝鏡寺や報恩寺境内のすぐ東側を南流し、かつて水落橋が架けられていた上立売通で東へ直角に曲がり、小川通で再び南に転じて直線状に流れていた河川である。その後、最終的に一条通の南端で西流し、戻り橋の南で堀川に合流している。この河川の流路形態から判断して、少なくとも報恩寺付近から堀川に合流する戻り橋付近にかけての部分は、たびたび直角方向に近い屈曲を繰り返し、かつ流れも直線的であることから、流路を意図的に固定した人工河川といえる。そのなかでも、小川通に沿った場所とその付近は、室町時代における政治の中心であったばかりでなく、幕府の庇護を受けた数多くの寺院が立地する重要な場所であり、その賑わいのようすは歴博甲本（町田本）や上杉本などの『洛中洛外図屏風』などによっても、容易に知ることができる。また、15世紀以降の室町時代における小川流域のようすについては、すでに五島によって詳細な報告がなされている³⁵⁾。

この小川については、『徒然草』に出てくる「猫また」の話に登場するのが早い例であろう。すなわち、その第89段には、「猫また」という化け猫の話聞いた臆病な連歌師が、駆け寄ってきた自分の飼い犬を「猫また」と勘違いして大騒ぎを引き起こす有名な話である。その一部を抜き書きすると、

何阿弥陀仏とかやいひて、連歌しける法師の行願寺の辺にありけるが聞きて、「ひとり歩かむ身は心すべきことにこそ」と思ける頃しも、ある所にて夜ふくるまで連歌して、たゞひとり帰りけるに、小河の端にて、音に聞きし猫また、あやまたず足元へふと来て、やがてかき付くまゝに、首のほどを食はんとす。

肝心も失せて、防かむとするに力なく、足も立たず、小河へ転び入りて、「助けよや。猫またよやよや」と叫べば、家々より松明ども出して、走り寄りて見れば、このわたりに見知れる僧也。「こはいかに」とて、河の中より抱き起こしたれば、賭物取りて、扇、小箱など、懐に持ちたりけるも、水に入りぬ。稀有にして助かりたるさまにて、這う這う家に入にけり。

飼ひける犬の、暗けれど主を知りて、飛び付きたりけるとぞ³⁶⁾。

となる。

この話から当時、行願寺のすぐそばには、おそらくその敷地の東側に沿って小川が流れており、川を挟んださらにその東側には住宅も多数あった事実が知られる。すなわち、兼好が認識していた14世紀初頭における小川周辺の風景は、行願寺の東を小川が北から南へと直線的に流れ、また小川に沿ってその左岸（東側）には多くの住宅が立ち並んでいるというものであった。そうであるとすれば、寛和三年（987）四月一日以来、長い期間にわたってこの場所にあった左近馬場の風景は、14世紀の初頭にはすでに大きく変化していたことが確実である。加えてその事実、おそらく左近馬場で執り行われてきた五月上旬の「左近騎射」が、弘安十年（1287）～同十一（正応元）年（1288）頃を境として確認されなくなることとの深い関連を示唆するものといえる。

3. 西洞院川から小川へ

これまでの分析から、平安京北辺の左近馬場付近には、それを両側から挟むかのように西洞院川と小川とが流れていた事実を知った。しかしこの2本の河川は、同時期に流れていたとするよりも、これまでの西洞院川から新しい小川へ、付け替えられたものと考えた方が現実的である。この事実を証明するために、13世紀末から14世紀初頭に発生した3回の洪水について、もう一度詳細に検討してみたい。

第1表でもみたように、番号12の『勘仲記』弘安七年閏四月十七日（1284年6月9日）には、

洪水洛中に溢れ、烏丸川・西洞院川等、人馬通るに及ばずと云々。一条前殿・今出川等、水底と為すと云々。近衛殿烏丸面の棟門、流失す。築地等、悉く顛倒す。町並びに西洞院等の小屋、多く流失す。洛陽の水害、頗る先規無きか。

とあって、烏丸川と西洞院川とが同時に溢れたことにより、一条前殿、すなわち前の関白であった一条実経邸や、西園寺家の今出川殿などが水の底に沈むほどの被害を受けた。おそらくこの時は、床の高さをかなり上回る規模の浸水だったと思われる。また、一条大路を挟んで両邸の4町南に位置していた、近衛殿（室町小路東・近衛大路北に位置、当時は近衛家基の邸）の烏丸小路側の棟門や築地塀も大きな被害を受けた。さらに、両河川の水が押し寄せたことによって、京内の町小路や西洞院大路沿いにあった住宅も、その多くが流失してしまったという。この洪水によって被害を受けた今出川殿や、その南に位置していた近衛殿の烏丸面にあった棟門などは、むしろ烏丸川の影響が大きかったといえる。しかし、一条殿や、町小路・西洞院大路沿いにあった多くの住宅については、明らかに西洞院川が原因となって引き起こされたものである。両河川沿岸の水は二十一日になっても退かなかった。

また、その4年後にあたる番号13の『勘仲記』正応元年八月六日（1288年9月10日）でも、「左少辨仲兼朝臣、領状を申すの處、近衛室町河洪水の間、車通るに及ばず」とあって、近衛大路と室町小路との交差点付近の両街路一帯が水に浸かり、通行ができなかったことを表している³⁷⁾。この事例についても、烏丸川と、町小路を流れ下る西洞院川とが、洪水の原因となっていたはずである。

ところが、さらに20年余を経た番号14の『続史愚抄』正和元年（1312）五月二十三日には、「鴨川洪水、水、六波羅門外に至る。又、今出川第の門流れ、人民多く溺死す。或親王（十七歳）、往きて洪水を見るの間、水溢れて、車乍ら流る。引上げると雖も殆ど絶気す」とあって、鴨川および烏丸川の洪水の状況について触れている。この時には、溢れた鴨川の水が、その左岸に位置していた六波羅探題の西門付近にまで迫ったことがわかる。また、烏丸小路に面していた今出川殿の門が流され³⁸⁾、同時に多くの人々が溺死していることから、この出来事は烏丸川に関して述べたものであろう。さらに、この日の洪水を見に出かけた17歳のある親王は、車ごと水に飲み込まれ、引き上げられた時にはほとんど意識の無い状態であったという。親王が洪水を見に行ったのは鴨川か、それとも烏丸川なのかは判然とはしないが、いずれにしても死者が出るほどの大規模な洪水であったことは確かである。

しかし、これだけの被害が出た洪水でありながら、上でみた弘安七年のケースのように、今出川殿の西側に位置していたはずの一条殿や、西洞院川流域などに関して何も触れられていないのは、むしろ不自然だといえる。記事を内容どおりに解釈すれば、この時まで長く一条殿の敷地を分断するように流れていた西洞院川の流路が変更され、その結果としてこれまでの西洞院川流域に近い場所では、目立った被害がなかったと理解するのが妥当だと思われる。西洞院川の上流は、弘安十一（正応元）年（1288）から14世紀初頭の正和元年（1312）頃までの間に付け替えられ、新しい人工河川の「小川」として再生されていたのである。兼好が『徒然草』第89段に描いた行願寺の周辺は、まさに付け替えられて間もない頃の小川が流れる風景であった。

VI. 河川の付け替えと行願寺

1. 河川付け替えの契機

弘安十一年、すなわち正応元年³⁹⁾は、平安京の北辺部で実にさまざまなことがあった年だといえる。すでにみたように、平安時代中期以来、長く左近馬場で執り行われてきた五月上旬の「左近騎射」に関する記事が途絶えてしまうのがこの年であり、翌年以降は全くみられなくなった。またこの地域で、西洞院川の影響と考えられる洪水が最後に確認されたのもこの年のことであった(第1表、番号13)。

さらに、それらと前後して同年の四月二十六日(新暦6月3日)、かなり規模の大きな火災もこの地域で発生していたのである。『勘仲記』の同年同日条には、

寅剋、一條西洞院邊に炎上有り。行願寺・誓願寺等灰燼と成す。其の外、人宅員数を知らず。猪隈殿御所、咫尺ししやくの間にて馳せ参ず。大殿、前関白殿、大将殿、御出有り。諸事御沙汰をす。所々に燼付くと雖も、毎度たびごとに打ち消し了んぬ。始終為す無し。火焰餘りて、総門並びに築垣等焼失し了んぬ。宰相中将殿参る。内大臣殿御出有り。天曙の程に退出す。

とあって、一条西洞院付近から出た火は行願寺と誓願寺のほか、その周辺にあった数多くの住宅を焼き尽くした。この時、風は東南東ないしは南東から吹いていたらしく、火焰は西北西～北西方向に進み、行願寺・誓願寺などの西方にあった猪隈殿にまで及んだ。しかし、同邸宅の被害は、幸いにも正門と邸宅を取り囲む築垣を焼いただけで消し止められた。

この火災の結果、左近馬場南側の馬場本付近や行願寺・誓願寺を含む地域は、一面の焼け野原と化し、これまでの土地利用が一掃された形となったに違いない。そのような時に、行願寺・誓願寺の再建を兼ねて、暴れ川であった西洞院川の流路を改修し、人工の河川として小川がこの場所に計画・設置されたのではないだろうか。実は、その可能性を示す間接的な証拠が、行願寺に関する記録の中に残されている。

2. 行願寺の敷地とその変化

行願寺の敷地や内部の建物自体も、この火災の前後で大きな変化があったことが推定される。すなわち、弘安十一年から60年ほど前の寛喜二年(1230)二月二十七日、行願寺と六波羅の地藏堂で、ほぼ同時刻に発生した2つの火災があった。その具体的な状況について、『明月記』の同日条には先ず、「只、行願寺の内塔焼く、六波羅地藏堂新立の八足門焼了と云々」としていたが、その後「頭注」を設けて、「後で聞くに、行願寺門内の本堂一、彌陀丈六の鑄佛堂一、五重新塔あしだ、葭田衛門同門の西堂一、同門向ひ能茂入道堂、六波羅向堂一、堂西堂一、多寶塔一、六波羅二階樓門」と書き足している。このうち、どこまでが行願寺のものなのかは明確でないが、いずれにしても当時の建物は本堂のほか、五重塔やいくつかの小堂で構成されていたものと推定できる。

同寺は、その12年後にあたる仁治三年(1242)三月五日にも被災している。この時の火災について『経光卿記抄』には、「今夜子剋許り、行願寺炎上有り。観音堂塔婆以下焼失と云々、驚くべし、歎くべし」、また『平戸記』には、「今夜子剋許り、行願寺焼亡す。蓬屋よもぎや近々の間、周章しゅうしょうす。然るに餘炎、門外に出ず消了す。両堂の塔婆等焼亡す。猪隈入道殿の御所、又近々を為すと雖も、蓬屋をなげう抛ちて参入し難し。仍って思う所乍ら参らず也」、そして『百練抄』には、「今夜、戌刻、行願寺焼亡す。僅に残る所は、両方門の惣社計り也。住僧等の為す所、放火と云々」などとある。これらを

総合すると、行願寺では、「観音堂」(本堂)が主要な建物の一つであったこと、「両堂」や「両方門」などの記述から、観音堂を含む主要な堂舎は2棟であったことなどが推察される。

ところが、弘安十一年の後に初めて被災が確認される文保二年(1318)十一月十九日と、続く二十八日の火災については、『歴代皇記』に「十一月十九日寅刻、炎上。皮堂西僧房と云々」や「二十八日午刻、炎上。皮堂南僧房」とあって、寺中には「西僧房」や「南僧房」など、複数の僧房が確認される。この時にも当然、中心的な本尊をまつる観音堂をはじめとして、複数の堂舎が存在していたはずである。

さらに、貞和元年(1345)八月十七日の火災については、『園太暦』に、

後で聞くに、火、堂内より出るの間、本尊取出し奉るに及ばず。御頭許り出し奉るの由、説有り。實否定まらず。他所に及ばずとも、件の寺中の堂宇、大略地を拂ふと云々。愛染王堂、同じく煙と化す。本尊出し奉るの阿彌陀堂、焼けずと云々。

とあり、また『師守記』には、

今夜戌斜、行願寺(皮堂是也)焼亡す。本堂戌亥角の夜刃神の燈明より火出来と云々。本尊(千手)、同じく焼失すと云々。愛染堂、同じく焼亡す。本尊に於ては為す無しと云々。南僧坊、大略焼失す。北僧坊、為す無しと云々。寺中許り焼失すと云々。寺中より火事出来るの例、未だ無きの由、寺僧、之申すと云々。

と書かれており、両者の内容を合わせると、当時、寺中には中心となる本尊が置かれていた観音堂のほか、愛染明王堂や阿彌陀堂に加えて、さらに「南僧坊」と「北僧坊」なども存在していたことがわかる。

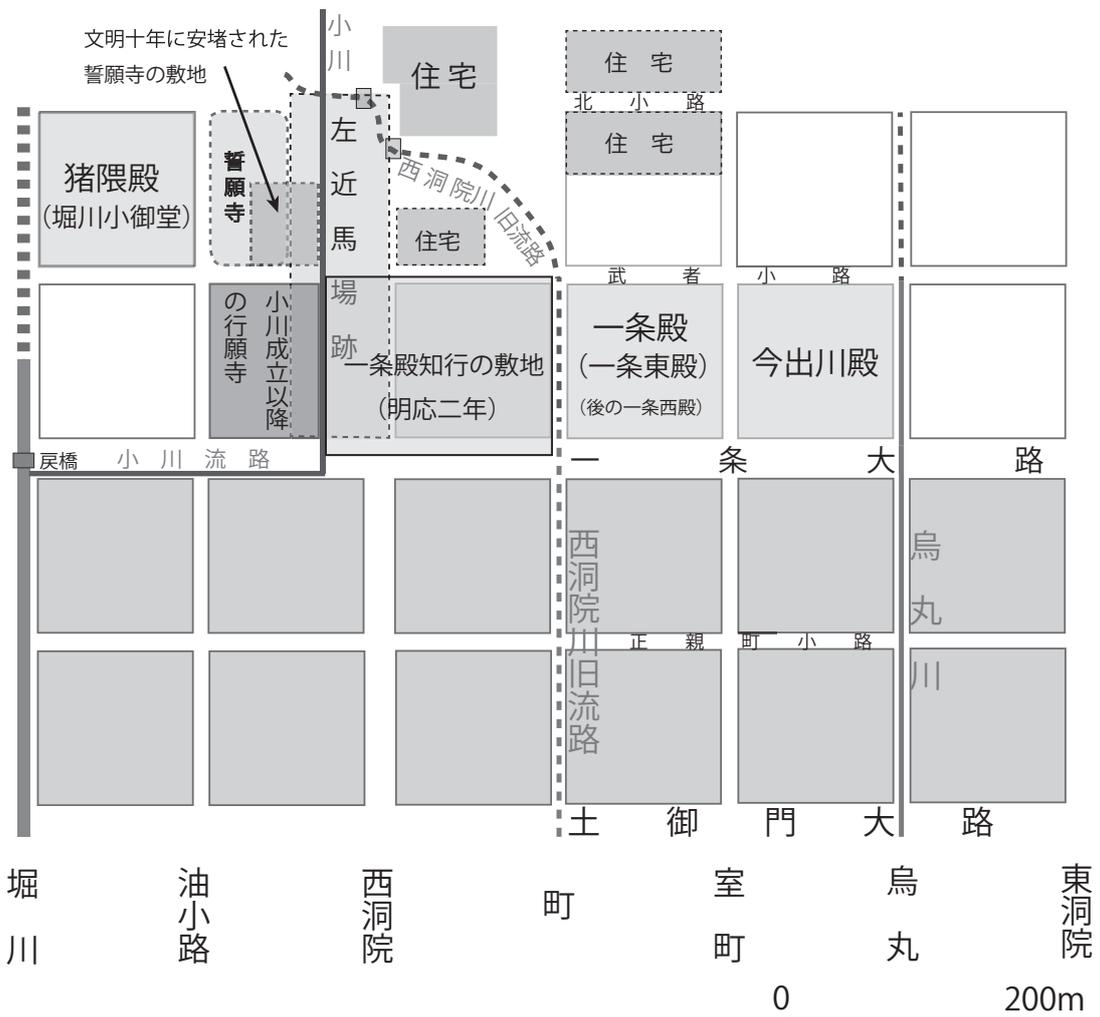
以上の比較から、弘安十一年の火災を境として、その前の13世紀中期と後の14世紀前期との間に、行願寺境内の建物配置や堂舎の数に大きな変動のあったことが示唆される。

弘安十一年からおよそ100年前の、12世紀後半の記録ではあるが、行願寺の敷地の範囲を推定できる史料がある。それは治承元年(1177)、行願寺の付近で発生した小さな火災について触れたもので、『愚昧記』の同年十一月八日には、「戌刻許り、乾方に火事有り。疑ふらくは革堂邊か。^{あおさぶらい}青侍等、参り了んぬ。盛信(源)参ると云々。良久彼等、帰り来て云く、革堂東大路の東に火出来、則ち西方に渡る。是、則ち革堂の隔壁也。仍って、女房輿^{こし}に乗り、暫く西門邊に在り。火滅了し、^{かへ}歸り下ると云々。不便々々。」とある。この火災は、記主である三条実房の妻が行願寺に参籠していた時に発生したものであることから、とりわけ同寺周辺のようにすが細かく記録されたものと考えられる。

これによると、当時、行願寺の正門は西側のおそらく油小路末にあり、寺の東側(すなわち後ろ側)にも隔壁を挟んで道路があった。しかもこの時の火災は、その道路のさらに東側で発生したということであるから、左近馬場との間に「小屋」などと呼ばれる小規模な住宅が存在していた可能性が高い。あるいは、このときにはすでに左近馬場の一部が住宅地に変化していたという考え方もできるが、一方ですでにみた『年中行事絵巻』に同馬場が描かれた時期とほぼ一致するため、そうした年中行事の公的な空間が一般庶民の住宅地として変化していたことは、むしろ考えにくい。そうであるとすれば、少なくとも12世紀後半～13世紀後半頃の行願寺の敷地は、左近馬場とは直接に隣り合っていないことになり、決して広い東西幅を持った空間ではなかったとみなされる。

一方、『徒然草』の第89段に出てくる小川と行願寺とは、相互にきわめて近い場所に位置していたことが明らかである。この小川が流れる具体的な場所を知る手がかりとして、やや時代は下るが『尋尊大僧正記』⁴⁰⁾明応二年(1493)十一月二十一日条には、先にみた一条西殿の敷地に関する詳細

な記録が残されている。そこには「一条殿御知行御地事」として、「南ハ一条大路、北ハ武者小路、東ハ町、西ハ小河ヲ限る御地也。南北行四十六丈三尺、東西行五十八丈餘」と書かれており、天福元年（1233）の火災後も引き続き、一条家の敷地として伝領されてきた土地のサイズが詳細に示されている。それによれば、一条家の敷地の東端は町小路末で、そこから西へ五十八丈余りの場所に小川の流路があったことを示している。その範囲は、いうまでもなく、かつての左近馬場の南側半分を取り込むものであった。今、地形図（大正11年（1922）測量の3千分の1）上にかつての条坊の町を復原し、町小路末にあたる場所の西端から、西に58丈余の距離、すなわち約175mの地点を求めると、そこには小川の流路が確認される。また、応仁・文明の乱以降の史料ではあるが、誓願寺についても小川の西岸に面して、敷地を安堵されていたことがわかる⁴¹⁾（第8図）。



第8図：左近馬場付近と小川の流路

小川が流れるその地点は、かつての一条大路北・西洞院大路末に東西40丈幅の町を想定した場合、その町の東端から10丈（約30m）西側のラインに沿って南北方向に川が流れていたことになる。この場所は、左近馬場が機能していたとすれば、その敷地の範囲と重なっていることが明らかであり、結果的に小川流路の西側に位置していた行願寺の敷地が東に向けて拡大していたことを表すものとなる。こうした変化は、おそらく西洞院川から小川への河川付け替えに伴って、新たに生じたもの

であろう。その時期は、すでにみたように、弘安十一年（1288）から正和元年（1312）までの間だったと考えられる。またそれは、行願寺内部の建物の状況を知ることのできる、14世紀の記録とも矛盾しない。小川が付け替えられたことによって、その流路はかつての左近馬場の中を縦断することになった。左近馬場の空間が一条家に取り込まれたのも、この時であった可能性が高く、やがて一条家の敷地は、行願寺の東側に並んでいた住宅地をも飲み込みながら拡大していったものと考えられる。

上でみた第1表の番号15には、なお西洞院川や堀川が原因となって生じたと考えられる洪水の事実が確認される。しかしこの川は、いったん小川が一条大路で堀川に合流し、その下流で東に分岐した後に、西洞院大路から再びかつての流路へと注ぐ新しい「西洞院川」のことである。しかし、京内における河川流路の変更によって生じたと考えられるこの洪水の実態については、すでに紙幅が尽きているため、別稿に譲りたいと思う。

注・参考文献

- 1) 『延喜式』巻第42、「左右京職」による。
- 2) 大曾根章介ほか校注『本朝文粹 新日本古典文学大系27』、岩波書店、1992、86-93頁。
- 3) 原田敦子「桃園考」、(南波浩編『王朝物語とその周辺』、笠間書院、1982、所収)、453-472頁。
- 4) 高橋康夫『京都中世都市史研究』、思文閣出版、1983、82-119頁。
- 5) 増田繁夫『源氏物語と貴族社会』、吉川弘文館、2002、298-314頁（初出は、おうふうコンピュータ資料センター研究所編『『源氏物語』と平安京 歴史文化研究、第1号』、おうふう、1994）。
- 6) 袴田光康『源氏物語の史的回路－皇統回帰の物語と宇多天皇の時代－』、おうふう、2009、92-151頁（初出は、国語国文68-4、1999）。
- 7) 加納重文『源氏物語の平安京』、青間舎、2011、119-142頁。
- 8) 『日本紀略』天曆二年（948）六月九日「夜、桃園（師輔）有火」、『九曆』天曆九年（955）二月十一日「出桃蘭至自朝所」など。
- 9) 『九曆』天曆二年（948）正月四日「桃園宰相（藤原師氏）来訪明日饗事」。
- 10) 一方、鴨川ととの間の平安京東辺部においては、悲田院や京極寺がおそらく早い時期から存在していたものと考えられるが、貞観や寛平、昌泰年間に出された太政官符によれば、少なくとも10世紀の初頭までは崇親院の田地や口分田、放牧地などが混在する景観を呈していた。しかし同世紀の前期から半ばになると、二条京極付近に大江朝綱の邸（『今昔物語集』巻24-27、『江談抄』第4-63）や、北東辺には紫式部の曾祖父にあたる藤原兼輔（877-933）の邸（角田文衛『紫式部伝』、法蔵館、2007、135-164頁（初出は、『紫式部とその時代』、角川書店、1966）などが存在していた可能性があり、さらに同世紀後半になると、『蜻蛉日記』の作者である道綱母が二条大路末北側の廣幡に居住していたことが確実である（天延元年（973）八月、天延二年（974）九月など）。
- 11) 高橋、前掲4)、120-175頁。
- 12) 例えば、『日本紀略』寛平二年（890）五月五日、『日本紀略』昌泰二年（899）五月五日、『西宮記』延喜二年（902）五月五日、『日本紀略』延喜六年（906）五月五日・六日、『日本紀略』延喜十年（910）五月五日、『貞信公記抄』延喜十二年（912）五月五日、『日本紀略』延長五年（927）五月五日、『日本紀略』天慶七年（944）五月五日、『西宮記』「五月五日書司供菖蒲瓶事」天曆九年（955）など。
- 13) 『九条殿記』、「五月節」による。
- 14) すなわち、いずれも『日本紀略』の天徳四年（960）四月十三日、応和二年（962）四月二十日、応和三年（963）四月二十一日、康保元年（964）四月十三日、安和元年（968）八月二十二日など。
- 15) 『小右記』天元五年五月三日など。
- 16) 『本朝世紀』に対して、『百練抄』『年中行事秘抄』『伊呂波字類抄』などは、いずれもこの記事を「右近馬場」としている。しかし、『小右記』の内容と照らし合わせれば、ここは「左近馬場」が正しいと思う。

- あるいは、「右近馬場」の方も並行して改められた可能性もあろう。
- 17) 松尾聡・永井和子校注『枕草子 新編日本古典文学全集 18』、小学館、1997、「五月の御精進の日」。片平博文『「枕草子」にみる平安京郊外への道』、(日下雅義編『地形環境と歴史景観』、古今書院、2004、所収)、142-154頁。
 - 18) 陽明文庫編『宮城図 陽明叢書記録文書編 別輯』、思文閣出版、1996、43-97頁。
 - 19) 『貞観儀式』の「五月五日節儀」には、「武徳殿、東面南階の南端、東に六丈去りて、親王の標^{しるし}を立つ。東に去りて大臣の標を立つ。……東に去りて五位の標を立つ、(相去ること各六尺。)」とあり、標は合計9つ立てたことが示されていることから、武徳殿の階段の下から東に少なくとも11丈程度離れたところに馬埒のあったことが知られる。
 - 20) 裏松固禪『大内裏図考證 卷第5 改訂増補故実叢書』、明治図書出版、1951、305-316頁。
 - 21) 足立祐子『「蜻蛉日記」の作者の屋敷の位置』、中古文学 74、2004、34-42頁。本論文では、「左近馬場をかたきしにした」作者の屋敷の場所を堀川の西・一条の北にあったと比定している。地形学的見地からみても、「かたきし」は堀川の対岸であるとする筆者の分析は正しいと判断される。ただし、東西の馬場が寛和二年に南北にされ、翌寛和三年(永延元)になって再び東西方向に戻されたと解釈するのは誤りである。『本朝世紀』寛和二年の記事はその宣旨が下ったこと、また翌年の『小右記』の記事は、前年の宣旨にもとづいて実際に工事が行われたことを意味している。康保三年にはまだ、馬場は東西に長い形状だったため、結果的にその比定地は正しいと判断される。
 - 22) 平良泰久「地中の平安京」、(笹山晴生編『古代を考える 平安の都』、吉川弘文館、1991、所収)、100-133頁、辻純一「条坊制とその復元」、(古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、角川書店、1994、所収)、103-116頁。
 - 23) なお、この時の春宮帯刀騎射は、右近馬場にて五月二十八日に行われている(『民経記』同日条を参照)。
 - 24) 川上貢『新訂日本中世住宅の研究』、中央公論美術出版、2002、187-250頁。
 - 25) 川上は、最初の火災を「承元二年を遡る頃」とするが、この年以前に火災の記録は確認されない。
 - 26) 『桃花薬葉』(塙保己一編『群書類従 471』、続群書類従完成会、1931、所収)、1-35頁。
 - 27) 『玉葉』建久二年(1191)六月二十五日には、「此の日、左大将、別當能保卿に渡る(一條室町亭)」とある。
 - 28) 初見は、『猪隈関白記』承元五年三月三日「今日禅閣(藤原基通)、新造の堀川殿(一條北邊也)に御渡るなり」。その後、少なくとも『勘仲記』建治二年(1276)十二月十四日まで、その存在が確認される。
 - 29) 『権記』寛弘元年(1004)三月七日条～同寛弘八年(1011)八月二日条。なお、角田は、好明寺の成立は初見の記事直前の長保四年(1002)ないしは五年頃と推定している。角田文衛『王朝の映像』、東京堂出版、1970、351-373頁。
 - 30) 『山州名跡志』巻20(新修京都叢書16)による。なお、同書の誓願寺の由緒に関する原典は、明暦二年(1656)刊行の『半陶藁』(中野市右衛門)と思われる。
 - 31) 鴨川の段丘化とその時期については、高橋学「古代における鴨川の洪水」、(立命館大学文化遺産防災学「ことはじめ」篇出版委員会編『文化遺産防災学「ことはじめ」篇』、アドスリー、2008、所収)、107-114頁、河角龍典「歴史時代における京都の洪水と氾濫原の地形変化－遺跡に記録された災害情報を用いた水害史の再構築－」、京都歴史災害研究1、2004、13-23頁、を参照。また、段丘化の時期について、高橋は「古代末から中世初期」、河角は「11世紀～14世紀頃」としている。
 - 32) 片平博文「平安京・京都の洪水と旱魃－史料分析を中心としたアプローチ－」(立命館大学「テキスト文化遺産防災学」刊行委員会編『テキスト文化遺産防災学』、学芸出版社、2013、所収)、43-63頁。
 - 33) 佐竹昭広・久保田淳校注『方丈記 徒然草 新日本古典文学大系 39』、岩波書店、1989、126-127頁。
 - 34) 小松茂美編『年中行事絵巻 日本の絵巻 8』、中央公論社、1987、40-42頁。小松によれば、同絵巻原本の作成年代は、承安～治承年間、すなわち1170年代後半頃と推定されている。
 - 35) 五島邦治『京都町共同体成立史の研究』、岩田書院、2004、267-292頁(初出は、『園田国文』20、1999)。
 - 36) 佐竹昭広・久保田淳校注、前掲33)、164-166頁。
 - 37) 「近衛室町河」を「近衛大路付近の室町川」というようにも読めるが、第4図からも明らかのように、「室町川」と呼ばれていたのは冷泉小路以南からである。

- 38) 『勘仲記』正応二年（1289）十月十八日には、今出川殿の「今出川面の北門（惣門の内）に於いて下車す。北屋より昇り、堂の上を廻る」とあって、正門である惣門やその内側にあった北門も、ともに烏丸小路に面していたことが明らかである。
- 39) 弘安十一年（1288）は、四月二十八日に改元され、正応元年となった。
- 40) 竹内理三編『大乘院寺社雑事記 10 増補 続史料大成』、臨川書店、1978、321-350 頁。
- 41) 『誓願寺文書 1』文明十年十二月十三日条によると、その敷地は「一條小川面」に位置し、「南北二十一丈三尺、東西十七丈五尺」の長さであった。また、文明十二年（1480）成立の『桃花藥葉』によると、応仁の乱以前に一条家の敷地が小川の西側にもあり、そこが誓願寺に寄進されたことを伝えている。おそらくその一部は、かつての左近馬場の一部だった場所であろう。

(本学名誉教授)